

2026 年度エンゲージメントサーベイの実施 仕様書

1. 件名

2026 年度エンゲージメントサーベイの実施

2. 目的

原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）における組織状態を継続的に把握し、中長期的な人材の確保・定着並びに組織運営及び職場環境の改善活動に活用することを目的として、エンゲージメントサーベイを実施する。

3. 業務期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) サーベイの設計及び実施

- ① 機構との協議を踏まえ、サーベイの設計及び実施計画の作成を行うこと。
 - ✓ 対象人数：250 名程度
 - ✓ 対象範囲：出向者、新卒採用者、キャリア採用者、転籍者、再雇用者及び契約職員を含む。
 - ✓ 調査回数：年 1 回。パルスサーベイは含まない。
 - ✓ 実施時期：2026 年 11 月から 12 月までを想定する。具体的な日程は機構と協議の上、決定すること。
 - ✓ 回答期間：2 週間程度。具体的な期間は機構と協議の上、決定すること。
 - ✓ 回答方式：Web 方式
- ② Web 方式による回答環境を提供し、回答の収集及び集計を行うこと。
- ③ 回答期間中、未回答者に対して複数回の督促が可能な仕組みを提供すること。
督促の方法及び時期は、機構と協議の上、決定すること。
- ④ 回答者の匿名性及び回答データの機密性を確保すること。
- ⑤ サーベイには、受託者の標準設問、機構独自設問及び自由記述設問を含めることができるものとし、設問数及び内容は機構と協議の上、決定すること。
- ⑥ 以下に掲げる分析項目について把握できる設問体系を有すること。なお、受託者の標準的な設問体系における分析項目名が異なる場合は、各分析項目との対応関係及び相違点を明らかにすること。
 - ✓ eNPS
 - ✓ 勤続意向
 - ✓ 経営共感

- ✓ 経営信頼
- ✓ 事業戦略の浸透
- ✓ 事業戦略への満足度
- ✓ 働く時間・場所
- ✓ 働く設備・環境
- ✓ 上司の業務管理
- ✓ 上司との関係性
- ✓ 上司のリーダーシップ
- ✓ 同僚への尊敬
- ✓ 同僚との関係性
- ✓ 同僚との称賛
- ✓ 仕事の負荷
- ✓ 仕事のやりがい
- ✓ キャリア
- ✓ 挑戦・学習機会
- ✓ 評価報酬制度への納得度
- ✓ 評価フィードバックへの納得度

(2) 回答環境及びデータの提供

- ① 受託者は、集計結果その他本業務に係るデータを、機構が利用可能な電子データとして提供すること。データの提供形式は、Excel、CSV その他機構が利用可能な形式とし、詳細は機構と協議の上、決定すること。
- ② 機構が受託者のサーベイシステムにアクセスして集計結果その他本業務に係るデータを閲覧又はダウンロードする方式の場合は、機構に対して管理者アカウントを2アカウント以上付与し、契約終了時まで必要なデータを閲覧及びダウンロードできるようにすること。
- ③ 契約終了時には、本業務に関して受託者のシステムその他の環境に保存された機構の個人情報を削除し、削除したことを機構に報告すること。

(3) 結果集計及び分析

- ① 調査結果を集計し、分析報告書を作成すること。調査結果の分析及び評価は、エンゲージメントサーベイ、組織開発、人事コンサルティングその他これらに類する業務に関する知見を有する者が実施すること。また、当該担当者の経歴、保有する専門性及び類似業務の実績を示すこと。
- ② 機構全体の分析を実施すること。

- ③ 原則として、6 部門及び 25 グループを単位とした集計及び分析を実施すること。組織改編等により部門又はグループの数若しくは構成に変更が生じた場合は、調査実施時点の機構の組織体制を踏まえ、機構と協議の上、確定すること。
- ④ 回答数及び回答率を機構全体及び部門別に集計し、報告すること。
- ⑤ 前年度に実施したエンゲージメントサーベイの結果との比較分析を行うこと。比較分析は、機構全体並びに比較可能な部門及びグループ単位で実施すること。また、比較分析の対象は、4 (1) ⑥に掲げる分析項目を対象とする。受託者の設問、尺度若しくは分析方法が前年度と異なる場合又は組織改編等により集計単位が異なる場合は、各分析項目及び集計単位の対応関係並びに比較可能性を整理した上で、合理的に比較可能な範囲で分析を行うこと。
- ⑥ 前項の比較分析に必要な情報として、前年度の分析項目名及び各分析項目のスコアを機構から受託者に提供する。なお、前年度サーベイの受託者との契約により、前年度の設問文、調査票、分析レポート等については第三者への提供が認められていないため、提供しない。
- ⑦ 集計結果を表示する最小人数は、原則として 3 名程度とすること。ただし、回答者の匿名性を確保する観点から、受託者の基準その他合理的な理由により異なる基準を適用する場合は、その基準及び理由を明らかにし、機構と協議すること。
- ⑧ 属性別分析及びクロス集計を実施すること。分析に用いる属性は次の通りとする。
- 入構経路 1：出向・転籍、新卒入社、中途入社
- 入構経路 2：原環センター、北海道電力、東北電力、北陸電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、JAEA、プロパー
- 勤続年数：1 年目、2 年目、3 年目、4～5 年目、6～10 年目、11～15 年目、16 年目～
- 年代：10 歳刻み
- 所属：部門、グループ
- 役職：室長・部長、部部長、GM、副部長、課長、課長代理、主任、一般職員
その他機構が指定する属性
- ⑨ 前項の属性を使い、少なくとも次のクロス集計及び分析を実施すること。
- 入構経路 1 × 所属
- 入構経路 1 × 年代
- 入構経路 1 × 勤続年数
- 年代 × 所属

- ⑩ 受託者において実施可能な追加的なクロス集計又は分析がある場合は、その内容を示すこと。また、複数属性を組み合わせた集計の可否、適用条件及び集計に必要な最小回答人数を示すこと。
- ⑪ 分析に当たっては、業界その他の比較可能なデータを用いたベンチマーク分析を実施すること。ベンチマーク分析は、受託者が保有する比較可能なデータの範囲内で、組織規模、公的性格その他機構の組織特性を踏まえた比較を行うこと。また、比較対象となる組織の属性、組織数、対象期間その他比較結果の解釈に必要な情報を示すこと。
- ⑫ 調査結果及び分析結果に基づき、機構における主な課題及び強みについて整理すること。
- ⑬ 前各項の分析は、調査結果、機構が提供する基礎的な組織情報及び受託者が保有するベンチマークデータ等に基づき実施すること。分析に当たり、各部門への事前ヒアリングその他各部門固有の事情を詳細に把握するための調査は、本業務に含まない。

(4) 結果報告及び説明

- ① 調査結果及び分析結果を取りまとめた速報版を遅くとも 2027 年 2 月末までに提出し、最終的な分析報告及びフィードバックを 2027 年 3 月 31 日までに完了すること。具体的な提出時期は、機構と協議の上、決定すること。
- ② 役員向け、事務局向け、管理職向け及び各部門向けの説明資料並びに全職員への配布用の調査結果概要資料を作成すること。なお、受託者による全職員向け説明会の実施は、本業務に含まない。
- ③ 以下の説明を実施すること。説明は対面を基本とし、実施方法は機構と協議の上、決定すること。各回の所要時間は 1 時間程度を想定する。
 - ✓ 事務局向け説明：1 回程度
 - ✓ 役員向け説明：1 回程度
 - ✓ 管理職向け説明（機構全体の結果）：1 回
- ④ 役員向け説明では、調査結果、分析結果及びそれらを踏まえた課題示唆について説明し、質疑応答を行うこと。
- ⑤ 前項の説明の想定回数を超えて個別説明を実施する場合に備え、追加 1 回当たりの費用を別途示すこと。

(5) 結果の解釈及び活用に関する助言

- ① 調査結果、分析結果及び機構が提供する基礎的な組織情報等を踏まえ、各部門が結果を適切に解釈し、改善活動を検討するために必要な助言を行うこと。
- ② 他組織における改善活動の事例を紹介すること。

- ③ 機構からの相談に応じ、結果の解釈及び活用方法について助言を行うこと。
- ④ 具体的な改善活動は各部門が主体となって検討・実施することを想定しており、本業務には、具体的な改善施策の立案又は実行に係るコンサルティングは含まない。

5. 成果物

- ・ 受託者は、以下の成果物を電子媒体により提出すること。
 - ✓ サーベイ実施計画書
 - ✓ 調査票（設問内容及び前年度サーベイの分析項目名との対応関係を含む。）
 - ✓ 集計結果データ
 - ✓ 調査結果速報版
 - ✓ 事務局向け説明資料（調査結果速報版との兼用を可とする。）
 - ✓ 最終分析報告書
 - ✓ 役員向け説明資料（最終分析報告書との兼用を可とする。）
 - ✓ 全職員向け調査結果概要資料
 - ✓ 管理職向け説明資料
 - ✓ 各部門向け説明資料
 - ✓ その他、機構と受託者が協議の上、必要と認める資料
- ・ 成果物のファイル形式は、PowerPoint 及び Excel 等の編集可能な形式で提出すること。
- ・ 役員向け、全職員向け、管理職向け及び各部門向け説明資料については、それぞれ 2 回以上の修正に対応すること。修正の具体的な範囲及び時期は、機構と協議の上、決定すること。

6. 情報セキュリティ

- ① 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ② 個人情報及び回答データについては、関係法令、機構の情報セキュリティに関する規程その他機構が示す条件を遵守し、適切に管理すること。
- ③ 情報セキュリティに関する事故又はそのおそれが発生した場合は、直ちに機構へ報告し、機構の指示に従って必要な措置を講ずること。
- ④ 個人情報及び回答データの取扱いを第三者に下請負する場合は、あらかじめ機構の承認を得ること。
- ⑤ 契約終了時の個人情報の削除については、4（2）③によること。

7. その他

- ① 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、機構と受託者が協議の上、決定する。
- ② 業務実施に当たり、受託者は機構と十分な連絡及び調整を行うこと。
- ③ 本仕様書に記載する数量、回数、時期及び組織数には現時点の想定を含む。契約締結時には、機構と受託者が協議の上、確定する。

以 上